

山梨学院大学学費等納入金に関する規程

(平成9年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、山梨学院大学学則（以下、「学則」という。）の規定に基づき、学費等納入金（以下、「学納金」という。）について定める。

(定義)

第2条 この規程の学納金とは、入学金、授業料、教育充実費、実習費、留学生修学支援費及び在籍料をいう。

(学納金の金額)

第3条 学納金は学則第37条別表4及び別表5で定める金額とする。

(納期)

第4条 学納金は、以下の各号に掲げる納期までに、前期と後期に分けて分割納入することを原則とする。ただし、入学時の場合は、以下の各号に掲げる納期にかかわらず、入学手続きの際に初学期分を納入することとする。

- (1) 前期 前年度2月末日
- (2) 後期 7月末日

2 本大学の奨学金制度のうち、在学中に奨学生としての資格や特典の内容を更新するための審査が行われる奨学金の対象者については、学納金の納期を次のとおりとする。

区分	前期	後期
私費外国人留学生授業料減免	5月末日	10月末日
スカラシップ生	5月末日	10月末日
国際リベラルアーツ学部アカデミック奨学生	5月末日	10月末日

3 学納金のうち在籍料については、第1項及び第2項に掲げる納期を適用せず、納期を別に定めることができる。

(納入方法)

第5条 学納金の納入方法は、学生又は保証人が指定し、かつ本大学が取扱い可能な金融機関の口座からの振替を原則とする。ただし、第4条に規定する入学手続きの場合や、その他の事情により振替ができない場合は、本大学が指定する金融機関の口座への振込により、学納金を納入することができる。

2 前項に掲げる金融機関の口座からの振替は、本大学が指定する月の20日を原則とする。

(国の修学支援新制度)

第6条 第4条の規定にかかわらず、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月17日法律第8号）（以下、「国の修学支援新制度」という。）に基づく減免を申請する者については、学納金の納期を次のとおりとする。

対象者	前期	後期
前期に新規採用された者	採用決定月の翌月末まで	12月末日
後期に新規採用された者	前年度2月末日	採用決定月の翌月末日、又は3月10日のいずれか早い日付
前年度から継続して採用された者	5月末日	12月末日

2 前期卒業者のうち、国の修学支援新制度において前期に新規採用され、又は採用の見込みがあり、かつ納期が8月15日を超過する場合は、前項の規定にかかわらず、8月10日を納期として学納金の全額を納付し、採用後に減免分を還付する。

3 第1項の規定にかかわらず、国の修学支援新制度に申請した者のうち、不採用となった者については、本大学が指定する納入期限を納期とする。

(督促)

第6条の2 第4条及び第6条に規定する納期を超過してもなお納入しない者には、第8条に規定する納期までの間に、当該学生又は保証人に対して納入の督促をおこなう。

(受験資格の停止及び成績公開の保留)

第7条 学納金の納期までに納入しない者には、未納となっている学期の定期試験の受験資格の停止、又は未納となっている学期の成績公開の保留をおこなうことができる。

(除籍対象者の決定)

第8条 第6条の2に基づく督促をしてもなお納入しない者については、3月10日を納期とし、3月15日付にて大学協議会の議を経て、学長が除籍対象者を決定する。ただし、前期卒業者にあつては、8月10日を納期とし、8月15日付にて学長が除籍対象者を決定する。

(除籍の決定)

第9条 前条により除籍の対象とされた者が、未納となっている学納金を前期にあつては8月末日、後期にあつては3月末日までに納入した場合、除籍されない。

2 前項の納入期限までに学納金を納入しない学生は、前期にあつては8月末日付、後期にあつては3月末日付で除籍となり、学生としての一切の身分を失う。

(休学者及び退学者の学納金)

第10条 休学を許可された者は、学則第37条の2に規定する在籍料を納入しなければならない。

2 休学を年度途中より許可された場合も、前項に規定する在籍料を納入しなければならない。ただし、休学期間中の授業料、教育充実費、実習費及び留学生修学支援費（以下、「授業料等」という。）については、月割計算により休学した日の属する月以降のものを返還する。

3 学納金を未納のまま休学又は退学を願い出た場合は、これを許可しないことがある。ただし、第4条第3項の通り納期を別に定めている場合は、この限りではない。

(編入学及び再入学者の学納金)

第11条 編入学及び再入学を許可された者の学納金は、当該年度の入学者と同額とする。

(長期履修学生の学納金)

第11条の2 長期履修学生として許可された者の学納金の総額は、当該年度の学納金の総額と同額とする。

2 長期履修学生の具体的な納入金額の算出は、別表1に定めるとおりとする。

3 長期履修学生の係る取扱いについては、本条に定めるもののほか、学則を準用する。

(前期卒業を許可された者の学納金)

第11条の3 学則第38条の2の規定により、前期卒業を許可された者に対する学納金については、学則第37条別表4で定める金額のうち、入学金を除いた金額の半額とする。

(その他在籍料が適応される範囲)

第11条の4 次に掲げる各号に該当する期間は、学則第37条の2の規定により、在籍料を納入しなければならない。

(1) 卒業延期が許可された期間（学則第21条第3号）

(2) ダブル・ディグリー・プログラムにより協定校にて修学する期間（学則第22条の3）

(科目等履修生)

第12条 科目等履修生に係る学納金等については、山梨学院大学法学部・経営学部・健康栄養学部・スポーツ科学部科目等履修生規程（平成10年4月1日制定）別表及び山梨学院大学国際リベラルアーツ学部科目等履修生規程（平成27年5月27日制定）別表に定めるとおりとする。

(復学)

第13条 休学者が復学を許可されたときの学納金の金額は、入学した年度の学納金の金額とする。

(学納金の返還)

第14条 既納の学納金は如何なる事由があっても返還しない。ただし、以下の各号に該当する場合は、既納の学納金を返還することができる。

- (1) 指定期日までに入学辞退を届け出及び学納金の返還を申し出た場合には、入学手続き時に納付した入学金を除く授業料等を返還することができる。ただし、入学予定者の死亡により入学辞退となった場合は、入学金も含めて返還することができる。
- (2) 学生が死亡により除籍となった場合には、既納の授業料等の月割計算により除籍された日の属する月の翌月以降の授業料等を返還することができる。ただし、学納金が未納の場合は、その全額を免除する。
- (3) 次学期以降分の授業料等を納入した場合において、その学期が開始する前までに退学が許可された場合は、既納の次学期以降分の授業料等について、学生本人又はその保証人から返還の申し出があった場合に限り返還する。

2 前項の規定にかかわらず、学則第37条の2の規定により在籍料のみを徴収する場合において、既に納入を済ませている授業料等については、在籍料の納入が確認された後に返還する。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規程の制定により、従前の学費等納入金に関する規程（昭和61年4月1日制定）はこれを廃止する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月31日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年7月29日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年2月24日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

1 この規程は、2024年度の学費等納入金の納入から遡って適用する。

附 則

この規程は、2024年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、2024年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。

1 この規程は、2026年度の学費等納入金の納入から遡って適用する。

別表1（第11条の2 長期履修学生関係）

学納金総額	当該年度の大学入学者の学納金の総額と同額とする。
入 学 金	入学手続き時に納入する。
入学金を除く他の学納金の具体的な納入額算出根拠	(1) 入学金を除く学納金の総額を、許可された履修年数で除し、更に当該金額の1/2となる金額を算出して100円未満を切り捨てた金額として定める。 (2) 算出された分割納入に係る金額の履修年数分の総額と、納入すべき学納金の総額の差額については、入学年度に納入する。